

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例 ロゴマーク・愛称募集要項

1. 目的

札幌市では、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会（共生社会）」の実現に向け、「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を令和7年3月28日に制定（同年4月1日施行）いたしました。

この度、本条例を市民や事業者の皆様幅広く知っていただくためのPRの一環として、本条例のロゴマーク及び愛称を広く募集いたします。

2. ロゴマーク及び愛称に求める要件

(1) ロゴマーク

- ・本条例が掲げる基本理念等が表現されたものであること。
- ・子どもから大人まで、誰もが親しみやすいデザインであること。
- ・札幌市を感じられるデザインであること。

(2) 愛称

- ・本条例の基本理念等が子どもから大人にまでわかりやすく伝わる内容であること。

3. 各賞の選定及び賞金

応募された作品の中から各賞を選定し、各賞に選定された作品の作成者には、以下の賞金を進呈します。

【ロゴマーク】

- ・最優秀賞 1名 賞金 5万円
- ・優秀賞 2名 賞金 3万円×2名

【愛称】

- ・最優秀賞 1名 賞金 3万円
- ・優秀賞 2名 賞金 1万円×2名

※愛称について、同一の作品が複数あった場合は、その人数で賞金を按分します。

※なお、中学生以下が受賞した場合は同額の図書カード又はクオカードを進呈します。

4. 応募資格

市内・市外、プロ・アマ問わず、どなたでも応募できます。

※未成年の方が応募する場合、必ず保護者の同意を得た上で応募してください。

5. 募集期間

令和7年4月15日（火）～令和7年6月13日（金）必着

6. 提出先

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 ユニバーサル推進室

メールアドレス（提出先）：ki.universal@city.sapporo.jp

※件名は「札幌市誰もががつながり合う共生のまちづくり条例ロゴマーク（又は愛称）応募」としてください。

※未成年の方が、保護者の方のパソコン・スマートフォンを使用して応募する場合、メールアドレスや電話番号は保護者のものを記入して構いませんが、必ず申請者ご自身のお名前で応募してください。

7. 選考と結果発表

(1) 選考

ア 一次選考

札幌市の関係部局職員により、二次審査に進む各6点を選考します。

イ 二次選考

令和7年7月中に、インターネット上での市民投票を実施し、投票数に応じて各受賞作品を決定します。（詳細は決まり次第お知らせいたします。）

(2) 結果発表

ア 受賞者への結果通知

令和7年8月上旬に、優秀賞以上の受賞者に選考結果をご連絡いたします。

イ 一般への公開

札幌市公式ホームページ等において受賞作品の一般公開を行います。

ウ 表彰

令和7年10月12日（日）・13日（月・祝）に札幌駅前地下歩行空間（チ・カ・ホ）にて開催予定のイベントの中において、各最優秀賞の受賞者への表彰を行う予定です。このため、各最優秀賞の受賞者は、可能な限り上記表彰の場にご参加くださいますよう、あらかじめご留意願います。なお、会場までの交通費は支給いたしません。

8. 応募方法

ロゴマーク・愛称のどちらも電子メールによる応募を受け付けます。

(1) ロゴマーク案の応募方法

ロゴマーク案については、次のア～エの要領に従って、応募作品ごとに「作品データ」、「ロゴマーク応募用紙・同意書」をメールに添付の上、上記6に記載の提出先までご提出ください。なお、郵送では受け付けませんのでご注意ください。

ア 作品は電子データで1デザイン3MB以内、解像度300dpi以上、ファイル形式はJPG（またはJPEG）、PNG、GIF、PDFのいずれかの形式で提出してください。

イ 作品に色をつけてください。なお、色数は問いませんが、モノクロ、単色で使用する場合でもわかりやすいデザインとしてください。

ウ 大きさは自由ですが、2 cm × 2 cm以内のサイズに縮小しても、視認性の高いデザインとしてください。

エ 作品の説明（コンセプト等）を 200 字以内で応募用紙の指定欄に記載してください。（メール本文には記載しないでください。）

(2) 愛称案の応募方法

愛称案については、次のア～ウの要領に従って、応募作品ごとに「愛称応募用紙・同意書」をメールに添付の上、上記 6 に記載の提出先までご提出ください。なお、郵送では受け付けませんのでご注意ください。

ア 応募用紙の指定欄に作品を記載してください。（15 文字以内）

イ 日本語のほかに、数字や英語、記号を一部用いることは可能ですが、読みやすさを考慮したものとしてください。

ウ 作品の説明（コンセプト等）を 200 字以内で応募用紙の指定欄に記載してください。（メール本文には記載しないでください。）

(3) 共通事項等

ア ロゴマークと愛称は、それぞれ一人 2 点まで応募できます。複数応募する場合は一度にまとめた提出ではなく、作品ごとに分けてご提出ください。

イ 応募作品の返却はできません。また、応募作品の著作権は、札幌市に帰属します。

9. 留意事項

(1) 応募作品は応募者自身が創作（A I（人工知能）による生成作品は禁止とします。）し、国内外で未発表、著作権、特許権、商標権等でその他の第三者の権利を侵害するおそれがないものに限り、応募者は応募作品の商標・意匠の登録をしないこととします。

(2) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。札幌市では一切の責任を負いかねます。また、応募作品に関連して、札幌市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(3) 次の各項目に該当するものは審査の対象外となります。

ア 公序良俗に反するもの

イ 法令に違反する又は違反するおそれのあるもの

ウ 特定の主義、政治的主張又は宗教の普及を目的とするもの

エ 公共性に乏しいもの

オ 営利を目的としたもの

(4) また、採用後であっても、これらの条件に違反していることが判明した場合、採用

は無効になります。また、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります（取り消し後には賞金等相当額の返還を請求いたします。）。

- (5) 応募されたロゴマーク案及び愛称案に係る諸権利及び採用されたロゴマーク及び愛称の著作権に関する全ての権利は、全て札幌市に帰属するものとします。応募者は採用されたロゴマーク及び愛称に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (6) 応募用紙の記載内容に虚偽が判明した場合は、決定後であっても採用を取り消す場合があります。
- (7) 採用されたロゴマーク及び愛称は、札幌市が作成する各種印刷物・ポスター等、ホームページなどの各種媒体で使用します。また、特に必要がある場合には、ロゴマークのデザイン等に必要な修正・加工を行うことがあります。
- (8) 応募者の個人情報応募者の許可無く第三者に開示・提供しません。ただし、優秀賞以上の受賞者は、受賞作品とともに、氏名、住所（市内の方は区まで、市外の方は市町村名まで。）、年齢、所属（学生の場合）、作品の説明等を、報道機関へのプレスリリース資料や市のホームページ等で公表いたします。
- (9) 不採用通知は行いません。また、選考過程のお問合せには対応しかねますのでお含みおきください。
- (10) 応募者は、作品を応募した時点で本募集要項の内容を全て了承したものとします。

10. 問い合わせ先

札幌市まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室

電話：011-211-2361 ファクス：011-218-5109

メール：ki.universal@city.sapporo.jp